

令和2年規程第7号

○学校法人横浜商科大学役員の報酬等支給 基準規程

〔 令和2年3月28日
制 定 〕

（目的）

第1条 この規程は、学校法人横浜商科大学（以下「法人」という。）において、学校法人横浜商科大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第37条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、退職手当その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、学校法人横浜商科大学給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬

（報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員1名に対する報酬総額（年額）の上限は、1,800万円とし、その範囲内で理事会においてそれぞれ定めた額を支給する。

2 常勤の役員の退職手当〔別表1に定める算式により算出される額を基本とし、理事会に

において決定する。ただし、役員としての在職期間におけるその者の業績を勘案し、理事会に諮った上、その額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。]

3 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表第2に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月22日。ただし、支給日が土曜日又は休日にあたる時は、直前の平日に支給する。

(2) 退職手当 予算その他の特別な事由がある場合を除き、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支払うものとする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用）

第6条 役員には、別に定める学校法人横浜商科大学旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 常勤の役員の月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から公休を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第8条 この規程により計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

（公表）

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。
（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1（常勤の役員の退職手当算定式）

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任月数} \times \text{係数}$

※上記在任月数は1月単位とし、1月未満は1月に切り上げる。

別表第2（非常勤の役員の報酬）

(1) 理事

月 額	20万円
-----	------

(2) 監事

月 額	10万円
-----	------